

- 平成25年5月22日より、道路縦覧図に変えて、指定道路図を公開しております。
- 指定道路図は、建築基準法（以下、「法」という。）による道路の種別を表示したものです。

指定道路図は
インターネットで
公開しています！



指定道路図の凡例

線色	道路種別	文字表記	呼称	内容
赤色 	建築基準法上の 道路ではありません※	番号なし	非道路	建築基準法上の道路ではありませんが、許可等により建築可能な場合がありますので、建築指導課窓口にてご相談ください
桃色 		番号なし	非道路 (遊歩通路)	京都市建築基準条例第4条による道 ・ 通路内又は通路に突出させて建築等できません
紫色 		KT-〇〇〇 NT-〇〇〇	非道路 (許可済通路)	法第43条の許可等を受けた敷地が接する通路 平成17年9月15日以降の許可等を対象としています 詳細については、建築指導課窓口でご相談ください
赤紫色 		T〇〇〇	非道路 (特定通路)	京都市建築基準条例第43条の5の規定により市長が指定した道 法第43条第2項第2号許可により建築可能です ・ 確認申請があったときに、法第43条第2項第2号許可申請があったものとみなされます ・ 法第43条第2項第2号許可の要件は、特定通路が道路であることにより適用される法及び条例に適合することです
黒色 		廃止した道 (建築基準法上の道路ではありません)	番号なし 〇〇〇〇	廃止道路
無着色	未判定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未判定の道の種別判定については、道路種別判定依頼書をご提出ください ・ 未判定でも、以下の場合には建築基準法上の道路です（一例） 認定路線で、通行可能な範囲の幅員が4m以上で道路区域明示済みの道で、法上の道路から連続して明示済みとなっている ⇒ 法第42条第1項第1号道路 道路明示課(分庁舎3F)で道路区域明示をご確認のうえ、道路担当にお問い合わせください 		

※なお、指定道路図上、非道路の表記の場合でも、認定路線で、法上の道路から連続して通行可能な範囲の幅員が4m以上で道路区域明示済みとなった場合は、法第42条第1項第1号道路となります。

指定道路図の凡例

線色	道路種別	文字表記	呼称	内容	幅員等について
緑色 	法第 42 条第 1 項第 1 号	番号なし	道路法による道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、府道、市道等 ・ 道路区域として幅員 4m以上であることが確認できる道 	道路明示課(分庁舎 3F)で道路区域明示をご確認のうえ道路担当にお問い合わせください
茶色 	法第 42 条第 1 項第 2 号	KOOOO HKOOOO	開発道路	許可番号第〇〇〇〇号で都市計画法による開発許可を受けた道	開発指導課(分庁舎 2F)にお問い合わせください
		JOO		認可番号第〇〇号で旧住宅地造成事業に関する法律による認可を受けた道	
		番号なし YOOO		土地区画整理法により築造済みの道 都市計画法により築造済みの道	
水色 	〈基準時幅員 4m以上〉 法第 42 条第 1 項第 3 号	番号なし	3号道路	基準時から現にある幅員 4m以上の道	一般的には、現況の道路形態を基本に、土地の境界、周辺の建築計画概要書等を参考に調査してください
	〈基準時幅員 4m未満〉 法第 42 条第 2 項	番号なし	2項道路	基準時から現に立ち並びのある幅員 1.8m以上 4m未満の道で、特定行政庁が指定した道（袋路を除く） 狭あい道路整備申出等をお願いします	
水色(薄) 	法第 42 条第 2 項	F000 B000	袋路 2 項 42 条 6 項		道路担当 お問い合わせください
橙色 	法第 42 条第 1 項第 4 号	YOOO	4号道路	2年以内に事業執行される予定で指定された道	道路担当 お問い合わせください
黄色 	法第 42 条第 1 項第 5 号	OOOO KYOOOO	位置指定道路	指定番号第〇〇〇〇号で位置の指定を受けた道	道路位置指定地籍図 ご確認ください
青色 	法第 42 条第 3 項	番号なし	3項道路	法第 42 条第 2 項による道路のうち、同条第 3 項により道の中心線からの水平距離を特定行政庁が指定した道	道路担当 お問い合わせください